

平成28年3月1日

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷一丁目4番2号
株式会社ボードウォーク 御中

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒460-0002
名古屋市中区丸の内2-18-22
三博ビル8階
事務局長 外山孝司
TEL: 052-265-9258
FAX: 052-265-9259

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴社より平成27年12月25日付け回答書にて、変更後の貴社の各規約内容をご提示いただきました。

貴社が、当団体の申入れに対し、誠意をもってご対応いただいたことに、感謝申し上げます。

もともと、ご提示いただいた内容を精査したところ、一部については、消費者契約法等に鑑み、再検討いただく必要があるとの結論に至りました。

つきましては、別紙のとおり、再申入れをいたしますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成28年3月31日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますので、その旨申し添えます。

敬具

再申入れ事項

第1 申込みの撤回権の事前放棄を定める規定

(変更前) チケット先行販売サービス規定5条4項

会員は、その購入の申込を撤回する権利のないことを、予め了承するものとします。

(変更後) チケット先行販売サービス規定5条4項

会員は、その購入の申込を撤回する権利のないことを、予め了承するものとします。但し、システム障害その他の会員の責めに帰すべからざる事由により一つ以上の申込がなされた場合に、一つの申込みを除く他の申込みを撤回する場合には、この限りではありません。

1 再申入れの趣旨

変更後のチケット先行販売サービス規定5条4項を削除してください。

2 再申入れの理由

(1) 上記変更後の条項の内容

上記変更後の条項は、変更前のものと同様、会員が、予め、購入の申込みの撤回権を一律に放棄することを定めており（変更部分は、会員の帰責事由なく、一つ以上の申込みがされた場合に、一つの申込みを除く他の申込みの撤回を例外的に認める点にとどまる）、貴社は、変更しない理由等も明らかにされていません。

(2) 消費者契約法10条違反

当法人の平成27年11月24日付け申入書にて既述したとおり、承諾期間を定めないうちの契約の申し込みは、承諾があるまでの間、自由に撤回できるのが民法の原則です（民法521条1項反対解釈）。

しかしながら、上記変更後の条項は、但書き部分について、一部消費者にとって有利な変更となっているものの、会員の事前の撤回権の一律放棄を定めている点では、変更前の条項と何ら変わらぬ内容となっており、当法人の同日付け申入書における申入れの趣旨、理由に沿う変更とはなっていません。

したがって、上記変更後の条項は、依然として、民法等の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害し、無効であることが明らかです。

また、上記変更後の条項が、チケット購入契約自体に無効又は取消原因が認められる場合の、会員の無効、取消の主張までも制限する趣旨を含むものであるとすれば（民法5条2項，9条等），その点からも，消費者の権利を制限し，又は消費者の義務を加重する条項であって，信義則に反して消費者の利益を一方的に害し，無効であることが明らかです。

(3) 小括

したがって、当法人は、貴社に対し、再申入れの趣旨のとおり申し入れます。

第2 専属的合意管轄を定める規定

チケットボード会員規約16条2項

協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

チケットボード利用規約12条2項

協議をしても解決しない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

1 再申入れの趣旨

会員規約16条2項および利用規約12条2項自体を削除するか、あるいは「専属的」との文言を削除してください。

2 再申入れの理由

(1) 貴社の主張の不合理性

貴社は、サービスに関する資料の所在地が貴社本店であること、裁判所の人的・物的規模、事件処理の迅速性の観点から、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることには一定の合理性があり、また個別具体的な事情に応じて移送の処分等がなされることにより当事者間の衡平が図られることから、上記各規定については修正を予定していない、と主張されています。

しかしながら、資料は郵送等で送付することが可能であって、資料の所在地を管轄裁判所の近くとする合理性は乏しいこと、東京地方裁判所、東京簡易裁判所以外の裁判所が人的・物的規模に欠けるとの主張には理由がなく（例えば高裁所在地の地方裁判所を見れば明らか）、また、東京地方裁判所、東京簡易

裁判所に比して事件処理の迅速性の点で問題があるとの主張にも根拠がないこと、さらに、排他的管轄合意である専属的合意管轄の規定自体（消費者に移送申立の負担を負わせる点も含め）が無効というべきであり、移送処分の可能性があることは理由とはならないことから、貴社の主張は認められません。

(2) 消費者契約法10条違反

消費者は、貴社と取引をするにあたり、インターネットにおける手続き上、上記各規定を除いた合意をすることができない仕組みになっていること、貴社との取引開始時において、紛争を前提とした上記各規定について、消費者が関心を払うことは通常ないこと、上記各規定は貴社が一方的に規定したものであって、もっぱら貴社の一方的利益のために定められていること、及び、貴社は、株式会社電通の国内関連会社であり、資本金6億8000万円（貴社ホームページによる）を誇る企業であって、個々の消費者とは、訴訟の理解度や情報量、経済力において比較にならないほど優位に立っていることからすると、本件各規定が、民事訴訟法4条等の場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項する条項であり、かつ、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する条項であることは明らかです。

(3) 裁判例、及び当法人の申入れにより削除していただいた事例の存在

実際、専属的合意管轄条項について、消費者契約法10条に違反し、無効と判断した裁判例が存在します（盛岡地裁遠野支部決定平成17年6月24日、松山地裁西条支部決定平成18年4月14日）。

また、当法人による申入れに基づき、合意管轄条項を削除していただいた事例も複数存在します（当法人ホームページ参照）。

(4) 小括

したがって、当法人は、貴社に対し、再申入れの趣旨のとおり申し入れます。

以上